

## ○ 学生表彰要領

制定 平成13年 1月26日

最終改正 平成24年11月28日

第1条 学則第55条の定めるところにより、本学に桃林賞を置く。

第2条 桃林賞は、他の模範となる学生、クラブ、団体（以下「学生等」という。）で、次の各号の一に該当すると認められるとき、学長が教授会の議を経て授与することができる。

- ① 学業成績及び人物とも極めて優秀であると認められる学生
- ② 習得した知識・技術をさらに展開させ、コンクールやコンテストなどで優秀な成績を修め、本学の名声を高めた学生等
- ③ 自治会活動や大学祭の推進などで顕著な活躍をした学生等
- ④ 課外活動の分野で優秀な成績を修め、本学の名声を高めた学生等
- ⑤ ボランティア活動、生協活動及びその他の分野で他の模範となるような活動をし、著しい成果を修めた学生等

第3条 桃林賞の受賞候補を推薦しようとするときは、桃林賞推薦書を**教務・厚生合同委員会**へ提出するものとする。

第4条 **教務・厚生合同委員会**は、桃林賞推薦書について審議し、その結果を学長へ報告する。

第5条 表彰の時期は、**教務・厚生合同委員会**で決定する。

附 則

この要領は、平成13年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月28日から施行する。

